

子ども・子育て支援新制度における 「量的拡充」と「質の改善」について

平成26年3月12日

「量的拡充」と「質の改善」の関係について

「量的拡充」と「質の改善」は二者択一の関係にあるものではなく、両者は車の両輪として取り組む必要。(例えば、保育士等の処遇改善、研修の充実等の「質の改善」と待機児童の解消等の「量的拡充」は密接に関連するものであるなど。)

子ども・子育て支援新制度においては、市町村が、幼児期の学校教育・保育、地域子ども・子育て支援事業について、

- ・ 潜在ニーズも含めた住民の利用ニーズを把握した上で(量の見込み)、
 - ・ これに対応する提供体制を計画的に整備する(確保方策)
- 仕組みとしている。(市町村子ども・子育て支援事業計画の策定)

「量的拡充」のための追加所要額は、市町村子ども・子育て支援事業計画に盛り込まれた「量の見込み」「確保方策」の実現に要する費用であり、最終的には、市町村子ども・子育て支援事業計画の積上げにより計算されるもの。

現在、各市町村において「量の見込み」等の算出作業を行っている途上であることから、現時点では、一定の前提を置いて「量の見込み」を仮置きして積算。

また、子ども・子育て支援法においては、基本理念の1つとして「子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない」(第2条第2項)としており、「質の改善」に取り組む必要がある。

平成26年度においては、消費税引上げによる増収分のうち社会保障の充実に充てられる0.5兆円程度について、0.3兆円を子ども・子育て支援に充当。

本作業の位置づけ

子ども・子育て支援新制度が円滑に実施されるためには、事業者等に対し、新制度への参入・事業展開に当たって判断材料となる情報を適切に提示することが必要。特に、できる限り早い時期に、最大の判断材料となる公定価格の姿を提示できるようにすることが必要

一方、公定価格の具体的な内容は、各年度の予算編成過程において財源の確保とセットで検討され、最終的に政府予算案において確定するものである。しかしながら、今般の新制度の実施に向けては、12月の予算編成を待って提示するのは、適切な判断材料とはならない。

このため、事業者等の適切な経営判断の材料とすべく、政府において、本年5月頃に公定価格の「仮単価」を提示することとし、その前提となる公定価格に盛り込む事項について、所要の財源を視野に置きつつ検討し、年度内目途の、公定価格の骨格の取りまとめに反映させることとしている。

この場合、新制度の国会審議を通じて、「量的拡充」と「質の改善」を実現するためには1兆円超の財源が必要とされたところであり、引き続きその確保に最大限努力することが大前提である。その上で、1兆円超のうち、消費税増収分から充当される0.7兆円程度以外の0.3兆円超は、予算編成過程で歳入・歳出の見直し等の動向を踏まえて確保に取り組むものであり、こうした状況を踏まえて事業者等に正確な情報をお示しすることが必要である。

したがって、今般、公定価格に盛り込む事項としての「質の改善」項目等を事業者等にお示しするに当たっては、「0.7兆円ベース」のものと「1兆円超ベース」のものをそれぞれ整理しお示しすることとする。

今後、これらの情報を事業者に提示するに当たり、特に「0.7兆円ベース」の提示においては、

税制抜本改革法に則った消費税率の引き上げにより29年度までに確保する予定の0.7兆円程度を前提としたものであるが、更に財源が確保されればその分充実が図られるものであり、引き続き財源確保に最大限努力すること

平成27・28年度においては、「消費税率引上げによる増収額」及びそのうち「子ども・子育て支援の充実」に充てる額は、各年度の予算編成過程を経て各年末に決定されるため、平成27年度・28年度の単価は、各年度の予算編成時に決定されるものであることを明らかにし、丁寧な説明に努める必要がある。

子ども・子育て支援の量的拡充と質の改善（所要額）（案）

【凡例】

「附帯決議」：子ども・子育て関連三法案に対する附帯決議（平成24年8月10日参議院社会保障と税の一体改革に関する特別委員会）に記載されているもの

「基準」：第10回子ども・子育て会議等において取りまとめられた基準に係るもの

「平成26年度予算」：平成26年度予算案に計上されたもの

1. 量的拡充

項目	内容	平成25年度 29年度 所要額	備考
量的拡充	別紙(P11)参照	4,068億円程度(公費分)	

○：項目のうち全額が「0.7兆円の範囲で実施する事項」に含まれているもの

□：項目の一部が「0.7兆円の範囲で実施する事項」に含まれているもの
内容欄の「」は「0.7兆円の範囲で実施する事項」における内容、
所要額欄の括弧は「0.7兆円の範囲で実施する事項」における所要額

2. 質の改善（給付等関係）

項目	内容	平成25年度 29年度 所要額	備考
3歳児を中心とした職員配置の改善	○ 3歳児の職員配置を改善(20:1 15:1)	700億円程度	・附帯決議
	1歳児の職員配置を改善(6:1 5:1)	670億円程度	
	4・5歳児の職員配置を改善(30:1 25:1)	591億円程度	
研修の充実	□ 保育教諭・保育士等1人当たり年間5日の研修機会を確保するための代替職員の配置 まずは年間2日 年間5日	94億円程度 (38億円程度)	・研修の努力義務あり
休日保育の充実	□ 担当保育士の常勤化、利用者負担の二重徴収の解消 担当保育士の人件費の見直し	32億円程度 (28億円程度)	・休日保育の給付化に伴う措置

項目	内容	平成25年度 29年度 所要額	備考
職員の定着・確保の仕組み(職員給与の改善、キャリアアップの推進)	<input type="checkbox"/> 私立幼稚園・保育所等・認定こども園の職員給与の改善 (+5%) 職員給与の改善 まずは+3% +5%	952億円程度 (571億円程度)	<ul style="list-style-type: none"> ・附帯決議 ・平成26年度予算(保育士等処遇改善臨時特例事業 367億円 : +2.85%相当)
保育認定の2区分に応じた対応	<input type="checkbox"/> 保育標準時間認定に対応した職員配置の改善(延長保育基本分の給付化及び非常勤保育士1人(3時間分)の加配など) まずは非常勤保育士 1人(3時間分)	337億円程度~ (337億円程度)	
	<input type="checkbox"/> 保育短時間認定の利用者負担を、保育標準時間認定の98.3%程度(1.7%)と仮置きした場合の所要額	26億円程度	・加配する非常勤保育士1人(3時間分)のコストの違いを反映
小規模保育の体制強化	<input type="checkbox"/> 小規模保育事業、事業所内保育事業(定員19人以下)について、認可保育所の配置基準上の定数の他に、保育士1人を配置	134億円程度	<ul style="list-style-type: none"> ・附帯決議 ・基準 ・平成26年度予算(小規模保育の先行実施 226億円 *認可保育所の配置基準上の定数分が含まれる。)
	<input type="checkbox"/> 地域型保育事業について、連携施設に係る経費を設定	8億円程度	
	<input type="checkbox"/> 地域型保育事業について、障害児を受け入れた場合に、特別な支援が必要な児童2人に対し保育士1人を配置	23億円程度	・附帯決議
地域の子育て支援・療育支援	<input type="checkbox"/> 幼稚園・保育所・認定こども園において主に子育て支援を担う主幹教諭・主任保育士を専任化 認定こども園:全ての施設で専任化(以下同じ) 幼稚園・保育所は専任化をまずは加算で実施(以下同じ) 全ての施設で専任化(以下同じ)	307億円程度 (43億円程度)	<ul style="list-style-type: none"> ・認定こども園:実施義務 幼稚園・保育所:努力義務
	<input type="checkbox"/> 地域の子育て家庭に向けた活動を実施するための活動費(主幹教諭・主任保育士を専任化する幼稚園・保育所・認定こども園において措置) 活動費を見直し	59億円程度 (18億円程度)	

項目	内容	平成25年度 29年度 所要額	備考
地域の子育て支援・療育支援 (続き)	<p>障害児等の特別な支援が必要な子どもを受け入れ、主幹教諭・主任保育士等が地域関係機関との連携や相談対応等を行う場合に、地域の療育支援を補助する者(非常勤)を幼稚園・保育所・認定こども園に配置(障害の程度に応じて加配)</p> <p>補助者の人件費を見直し</p>	231億円程度 (89億円程度)	・認定こども園:実施義務 幼稚園・保育所:努力義務
小学校との接続の改善	<p>公立幼稚園における先行的取組と同様に、小学校との接続を見通した活動を行う私立幼稚園・保育所・認定こども園における保幼小連携の取組を推進(人件費(非常勤講師等1名(週3日))を含む場合)</p> <p>まずは事務経費のみ 人件費を含む</p>	86億円程度 (14億円程度)	
減価償却費、賃借料等への対応	<p>施設整備費補助金対象外の法人や賃貸方式の施設・事業に対し、減価償却費等の一部を給付に上乘せ</p>	58億円程度	・施設整備補助金見合い
事務負担への対応	<p>直接契約施設である私立幼稚園、認定こども園に保育料の徴収等を行う事務職員(非常勤)を追加で配置(開所日数分(幼稚園:週5日、認定こども園:週6日))</p> <p>幼稚園・認定こども園:まずは週2日 幼稚園:週5日、認定こども園:週6日</p>	194億円程度 (45億円程度)	
施設長、栄養士、その他の職員の配置	<p>保育所について、施設長の配置を義務化</p>	135億円程度	
	<p>栄養士を配置又は活用して給食を実施する幼稚園・保育所等・認定こども園に対する費用の措置(栄養士(非常勤)に係る費用)</p> <p>まずは嘱託費用 栄養士(非常勤)に係る費用</p>	73億円程度 (22億円程度)	
	<p>半数の保育所に保育支援者(保育士の負担軽減のため、保育の周辺業務を行う者)を配置</p>	154億円程度	・平成26年度予算 (保育所に保育支援者を配置 72億円)

項目	内容	平成25年度 29年度 所要額	備考
第三者評価等の推進	<p>☐ 第三者評価等の受審費用の支援(3年()に1度の受審)</p> <p>児童養護施設等(3年に1度の受審を義務付けている)と同様</p> <p>まずは5年に1度(半額補助)</p> <p>3年に1度(全額補助)</p>	<p>42億円程度</p> <p>(12億円程度)</p>	
低所得者世帯の負担軽減拡充	低所得者世帯の保育料の負担軽減を拡充	所要額や対象者の範囲等については、今後検討	
保育単価の引上げに伴う利用者負担の増加による影響額等	<p>☐ 質の改善で保育単価が引き上げられることに伴い、保育単価限度で保育料を徴収されている階層からの徴収額が増加することによる影響額等</p> <p>質の改善により引き上がる保育単価の減</p>	<p>226億円程度</p> <p>(197億円程度)</p>	

3. 質の改善（地域子ども・子育て支援事業関係）

項目	内容	平成25年度 29年度 所要額	備考
延長保育の充実	延長保育利用児童数が多い施設において非常勤保育士1名を加配	164億円程度	
放課後児童クラブ事業の充実	<input type="checkbox"/> 「小一の壁」の解消 (18時半を超えて開所するクラブに常勤職員1名を配置) まずは取組内容に応じて常勤職員1名を配置するための追加費用又は非常勤職員1名の処遇改善に必要な費用のいずれかを支援 常勤1名を配置するための追加費用	406億円程度 (270億円程度)	・平成26年度予算 (18時半を超えて開所するクラブに非常勤職員1名の処遇改善に必要な費用を支援 154億円)
	<input type="checkbox"/> 5人以上の障害児を受け入れた場合に、障害児対応職員1名を追加配置	20億円程度	
	大都市に所在し、待機児童が5人以上いるクラブが分割して運営するために必要な賃借料を補助	18億円程度	
	<input type="checkbox"/> 19人以下のクラブについて、非常勤職員1名を追加配置	14億円程度	・基準
	常勤職員の処遇改善(経験年数に応じて加算)	39億円程度	
一時預かり事業の充実	保育所以外の施設について、事務経費を措置	12億円程度	
	<input type="checkbox"/> 幼稚園型一時預かり事業の補助単価の改善(小規模園への配慮等)	37億円程度	
病児保育の充実	<input type="checkbox"/> 基本分の補助単価の改善(病児対応型・病後児対応型) 利用の少ない日においては地域の保育所等への情報提供や巡回等を実施	117億円程度	
	<input type="checkbox"/> 看護師等1名以上配置により事業を実施可能とする(体調不良児対応型) 現在は原則として2名以上配置の施設を対象に補助	56億円程度	7

項目	内容	平成25年度 29年度 所要額	備考
ファミリー・サポート・センター事業の充実	提供会員確保のための他事業等との連携強化、コーディネート機能の充実を図るためのアドバイザーの活動日数の増加(月4日×12月)	4億円程度	
利用者支援事業	<input type="checkbox"/> 教育・保育、地域の子育て支援の利用についての情報提供、相談、助言、関係機関等との連絡調整等を行う職員を配置(2中学校区に1箇所) まずは3中学校区に1箇所程度 2中学校区に1箇所	342億円程度 (192億円程度)	・市町村事業(法定) ・平成26年度予算(利用者支援事業162億円)
実費徴収に伴う補足給付事業	<input type="checkbox"/> 市町村民税非課税世帯に対する学用品、通園費、給食費等の全額の補助 まずは生活保護世帯に対する半額の補助 市町村民税非課税世帯に対する全額の補助	103億円程度 (3億円程度)	・市町村事業(法定)
多様な主体の参入促進事業	<input type="checkbox"/> 認可保育所、小規模保育事業等の新規施設への巡回支援等を行うための職員を配置	5億円程度	・市町村事業(法定) ・平成26年度予算(新規施設への巡回支援等を行うための職員配置 13億円)
	<input type="checkbox"/> 認定こども園における特別な支援が必要な子どもの受入れ支援(私学助成対象外の施設)	5億円程度	
研修の充実	地域子ども・子育て支援事業に従事する者1人当たり年間5日の研修機会を確保するための代替職員の配置	19億円程度	

4. 質の改善（社会的養護関係）

項目	内容	平成25年度 29年度 所要額	備考
社会的養護の充実	○ 児童養護施設等の職員配置基準の改善(5:5:1 4:1等)	222億円程度	
	児童養護施設等にチーム責任者1名を配置(平成27年度から5年かけて全施設で実施)	19億円程度	
	□ 児童養護施設及び乳児院に里親支援担当職員1名を配置(平成27年度から5年かけて全施設で実施) 平成27年度から15年かけて全施設で実施 平成27年度から5年かけて全施設で実施	21億円程度 (7億円程度)	
	児童養護施設に自立支援担当職員1名を配置(平成27年度から5年かけて全施設で実施)	24億円程度	
	児童養護施設、乳児院及び母子生活支援施設に心理療法担当職員1名を配置(平成27年度から5年かけて全施設で実施)	11億円程度	
	□ 小規模グループケア、地域小規模児童養護施設の増加(41年度までに全施設を小規模化し、本体施設、グループホーム、里親等を1/3ずつにする) 増加率を見直し	84億円程度 (43億円程度)	・平成26年度予算 (小規模グループケア、 地域小規模児童養護 施設等のか所数の増 33億円)
	□ 民間児童養護施設の職員給与等の改善(保育所と同様の+5%等) 職員給与の改善 まずは+3% +5%等	82億円程度 (43億円程度)	
	施設に入所等している大学進学者等に特別育成費及び自立生活支援支度費を支給	0.7億円程度	
	母子生活支援施設に保育設備を設けている場合に保育士の人員配置の引上げ	0.3億円程度	

5. 合計

量的拡充 4,068億円程度(公費分)

質の改善 0.6兆円超程度 (0.7兆円の範囲で実施する事項 3,003億円程度)

合計 1兆円超程度 (0.7兆円の範囲で実施する事項 7,071億円程度)

(参考) 推計の諸前提

物価変動等の要素は勘案しない。

今後の児童人口の変動を反映。

(社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」(平成24年1月推計)出生中位推計)

平成29年度における所要額を積算

(平成29年度とする理由)

- ・税制抜本改革法に沿って消費税率の引上げが行われた場合、平成29年度に消費税増収額が満年度化
- ・保育ニーズのピークは平成29年度末

希望する幼稚園が新制度への移行を円滑に行うことができるよう、平成29年度に90%が新制度に移行するものと仮置き。(新制度の給付や私学助成等の各年度の予算は、幼稚園の意向調査に基づき設定)

(別紙) 「量的拡充」の詳細

項目	25年度 →29年度の量の拡充
(1)教育・保育 1号認定(認定こども園、幼稚園)	78億円
2号認定・3号認定(認定こども園、保育所、地域型保育事業)	2,940億円
(2)地域子ども・子育て支援事業	
延長保育事業	277億円(事業主拠出込み) 217億円(公費のみ)
放課後児童クラブ	235億円(事業主拠出込み) 157億円(公費のみ)
子育て短期支援事業	4億円
乳児家庭全戸訪問事業	13億円
養育支援訪問事業	12億円
要保護児童等に対する支援に資する事業	18億円
地域子育て支援拠点事業	127億円
一時預かり事業 < 一般型・余裕活用型・訪問型等 >	217億円
< 幼稚園型(在籍園児分のみ) >	124億円
病児保育事業	25億円(事業主拠出込み) 16億円(公費のみ)
ファミリー・サポート・センター事業	24億円
(3)社会的養護関係	121億円

現在、各市町村において「量の見込み」等の算出作業を行っている途上であることから、一定の前提を置いて「量の見込み」を仮置きして積算したものである。

(参考)子ども・子育て支援新制度の財源確保について

1. 社会保障・税一体改革に関する確認書(社会保障部分) (抄)

(平成24年6月15日 自由民主党・公明党・民主党 社会保障・税一体改革(社会保障部分)に関する実務者間会合)

二. 社会保障改革関連5法案について

(1) 子育て関連の3法案の修正等

その他、法案の附則に以下の検討事項を盛り込む。
政府は、幼児教育・保育・子育て支援の質・量の充実に図るため、安定財源の確保に努める。

幼児教育・保育・子育て支援の質・量の充実に図るため、今回の消費税率の引き上げによる財源を含めて1兆円超程度の財源が必要であり、政府はその確保に最大限努力する。

2. 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)抜粋

附則

(財源の確保)

第三条 政府は、教育・保育その他の子ども・子育て支援の量的質的拡充及び質の向上を図るための安定した財源の確保に努めるものとする。

3. 子ども・子育て関連3法案に対する附帯決議

(平成24年8月10日参議院 社会保障と税の一体改革に関する特別委員会)

十五、幼児教育・保育・子育て支援の質・量の充実に図るためには、1兆円超程度の財源が必要であり、今回の消費税率の引上げにより確保する0.7兆円程度以外の0.3兆円超について、速やかに確保の道筋を示すとともに、今後の各年度の予算編成において、財源の確保に最大限努力するものとする。

4. 少子化危機突破のための緊急対策 (平成25年6月7日 少子化社会対策会議決定)(抜粋)

5. 制度・財政面での対応

(1) 子ども・子育て支援新制度等の財源確保

「子ども・子育て支援新制度」の平成27年4月(予定)における円滑な施行を図るため、幼児教育・保育・子育て支援の質・量の充実に図るための財源として、消費税引き上げによる財源(0.7兆円)を含め1兆円超程度の確保に努める。

5. 社会保障制度改革国民会議報告書 (平成25年8月6日)(抜粋)

3. 次世代育成支援を核とした新たな全世代での支え合いを

(1) 取り組みの着実な推進のための財源確保と人材確保

(略)子ども・子育て支援新制度に即した、積極的かつ着実な推進が必要であるが、そのためには財源確保が欠かせない。とりわけ子ども・子育て支援は未来社会への投資であり、量的な拡充のみならず質の改善が不可欠である。そのため今般の消費税引き上げによる財源(0.7兆円)では足りず、附帯決議された0.3兆円超の確保を今後図っていく必要がある。

(参考)社会保障制度改革推進本部 議事要旨

(平成26年2月14日)(森少子化対策担当大臣発言部分)

- ・ 急速な少子高齢化の進展の下で、社会保障制度を持続させていくには、少子化対策を総合的かつ着実に実施していくことが必要。
- ・ 子ども・子育て支援については、質・量の充実に図るための財源として、消費税率の引上げによる0.7兆円を含め、1兆円超程度の確保に努めることとされており、政府として必要な財源の確保にしっかりと取り組む必要。
- ・ また、社会保障改革プログラム法では、就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じた支援を切れ目なく行うこととされており、25年度補正予算では、自治体が行う先駆的な取組を支援する交付金を盛り込んだ。
- ・ 引き続き、幅広い観点から少子化対策・子育て支援を充実・実施していく必要があるため、御協力をお願いしたい。

主なご意見

1. 量的拡充について

< 総論 >

量の拡充の内容についての妥当性を議論することも必要ではないか。
ワーク・ライフ・バランスを推進すれば、延長保育事業や病児保育事業については所要額を減らせるのではないか。
3才未満の7割を占める在宅子育て家庭が支援の仕組みから漏れないよう、地域子ども・子育て支援事業の確実な実施が求められる。

(1) 教育・保育

2号認定・3号認定（認定こども園、保育所、地域型保育事業）

少人数での保育を希望する子どもにも必要な保育が行き渡るようにして欲しい。
子どもを安易に預けることが促進されないような配慮が必要。

(2) 地域子ども・子育て支援事業

延長保育事業

子どもの健全な育ちの観点からみて、延長保育事業を増やしてよいのか。

乳児家庭全戸訪問事業

「健やか親子21」と連携をとって、妊娠・出産から就学等までの全体像を描いて欲しい。

地域子育て支援拠点事業

子育て不安の解消や虐待予防につながる地域子育て支援事業の確実な量的拡充が必要。

2 . 質の改善について

< 総論 >

消費税増税により確保する0.7兆円以外の0.3兆円の財源確保が必要。

財政は青天井ではなく、「あれもこれも」ではなく「あれかこれか」の議論をする必要。

優先順位は施設の大小で決めるのではなく、全ての子どもが同じ条件で同じ保育を受けられるようにして欲しい。

見込みどおり1.1兆円が必要であったことが明らかになったのであり、優先順位を付けて削り落とすのではなく、「実施順」を決めるということではないか。

「実施順」は子どもの視点からの検討が必要。

27年度、28年度についても、量と質を同時に追求すべき。都市部における待機児童対策だけでなく、どの地域でもメリットがあるような形での実施が必要。

加算は当分の間の措置とするものと恒久化することが望ましいものを分けて考えるべきではないか。

(給付等関係)

3歳児を中心とした職員配置の改善

3歳児は、現在の幼稚園における配置状況よりも多く配置できるようにする必要。また4・5歳児も改善して欲しい。

幼稚園も保育所と同等の年齢に応じた配置基準を前提としつつ、3歳児の15:1を実現してほしい。

3歳児の配置改善は必要。また1歳児についても、5:1を標準化している自治体もあり、ぜひ改善して欲しい。

OECDのデータでは、幼児期の配置改善は必要であるが乳児期については一定の質が確保されているとされており、まず3歳児の配置改善を行うことが必要。

職員配置の改善によって必要となる保育士の確保にすぐに対応できない場合もあるので、最低基準ではなく加算による対応を検討してはどうか。

研修の充実

保育全体の質を向上するために、地域型保育事業所や認可外保育施設で働く保育士も対象として欲しい。

研修の充実は不可欠。代替要員だけでなく、業務時間外に行われる研修への参加費用等の支援も必要。

職員の定着・確保の仕組み(職員給与の改善、キャリアアップの推進)

処遇改善の対象を私立幼稚園等に広げるのはよいことであるが、2.85%のままですと、保育所については、現在行われている処遇改善に留まり、消費税財源による一層の改善が行われないことになるため、上積みが必要。

処遇改善臨時特例事業の水準では不十分。

幼稚園と保育所で公平な改善とすべき。

職員配置の改善により必要となる人材を確保するためにも、処遇改善が必要。

幼稚園教諭等がやりがいをもって働けるよう、処遇改善を行って欲しい。

女性の活躍促進等の観点からも処遇改善を行うことが必要。

残業代も考慮すると、5%では十分でない。

民改費の上限を例えば15年～20年まで延ばして処遇改善を行うことも検討が必要。児童福祉施設では14年であり、これを確保できないか。

保育認定の2区分に応じた対応

11時間に対応した財政支援の実現は長年の課題。現場としては、延長保育事業の給付化等だけではなく、現状に合う形で対応して欲しい。

現在、自治体が上乗せしている実態があるが、全国統一的な対応が必要なので国の負担とすべき。

優先順位によるが、安心して子育てができるような支援を行うため、95%ではなく、もう少し低くすべき。

子どもの健全な育ちの観点から、短時間認定の利用者負担を95%より軽減すべき。

小規模保育の体制強化

株式会社等の多様な主体もきちんと連携施設を設定できるよう、自治体等を指導して欲しい。
障害児の受入れに必要な配置については、障害の程度による区分が必要。
量の拡充と受け入れ体制はセット。小規模保育の体制強化はいち早く必要。

地域の子育て支援・療育支援

現在は保護者支援になかなか対応できていないが、保護者を支えるための取組が必要。
特別な支援が必要な子どもの受入れには専門性が必要であり、研修の充実や代替職員の確保等を通じた多様な専門職員の確保が必要。
地域の子育て支援・療育支援を幼稚園が行えるよう、主幹教諭が専念できるような対応が必要。

小学校との接続の改善

保幼小連携は重要。教育委員会がきちんと役割を果たせるようにして欲しい。
保幼小連携の改善は大きな課題であり、ぜひ必要。
保幼小連携は既に何らかの取組を行っているところが多く、時限的な対応とすべき。
小学校の方から働きかける仕組みも必要。
保幼小連携など、地域のネットワーク構築による質改善が重要ではないか。「施設内で行うもの」と「施設と外部のネットワークで行うもの」を区別し、議論を整理すべき。

減価償却費、賃借料等への対応

減価償却費の一部の上乗せは必ず実施してほしい。
地域区分を勘案した補助体系として欲しい。

事務負担への対応

私立幼稚園、認定こども園は、私立保育所であれば市町村が担っている、所得階層別の保育料徴収を行う必要があり、支援が必要。

保育所も市町村に代わり事務処理を行っている場合があり、事務費の水準を上げて欲しい。

施設長、栄養士、その他の職員の配置

施設長や主任保育士が本来の職務をきちんと行えるようにすることが必要。

栄養士の配置は必要。また保健師等の配置にも配慮が必要。

第三者評価等の推進

5年に1度の実施が妥当。

PDCAサイクルに照らすと、5 - 10年ごとでは長すぎる。せめて3年に1度は必要。

低所得者世帯の負担軽減拡充

低所得者世帯の負担軽減拡充を幼稚園・保育所、公立・私立を通じて公平に行うべき。

全ての子どもに幼児教育・保育を確保するという新制度の理念に照らして、負担軽減が求められる。多子軽減を講じる必要がある。

(地域子ども・子育て支援事業関係)

放課後児童クラブ事業の充実

職員体制の充実はもちろん、活動プログラムや施設環境の充実等も対象として欲しい。
長期間にわたりやりがいをもって勤務できるよう、指導員の勤務条件の整備が必要。
学童期へのより手厚い支援が必要。
保育所等の開所時間と整合性をとることが重要。

一時預かり事業の充実

保育所以外の施設が増えないのは場所の確保に費用がかかるからであり、支援が必要。
共働き家庭も含め、幼稚園の預かり保育は重要な役割を担っており、幼稚園・保育所の保護者負担について、公平の観点からも改善が必要。

病児保育の充実

体調不良児は、病児保育事業ではなく、保育所における看護師配置加算として対応すべき。

ファミリー・サポート・センター事業の充実

ファミリー・サポート・センター事業を充実させることが必要。

利用者支援事業(法律により新設)

非常に重要な事業であるのに、地方では利用者支援事業の趣旨がきちんと伝わっていないので、周知をして欲しい。

利用者支援事業に従事する適切な職員の確保と補助が必要。

研修の充実

代替要員だけでなく、業務時間外に行われる研修への参加費用等の支援も必要。

研修の充実はぜひ必要。

社会的養護の充実

家庭的な環境への移行は喫緊の課題。ケア単位の小規模化を進めるべき。また里親・グループホームに更に支援が必要。

挙げられている項目は最低限必要。今の基準はあまりに遅れている。ただし大規模施設のままで配置基準を改善するのではなく、小規模化と同時に行うことが必要。